

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	2

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等、騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
<p>現在の晴海選手村建設においても、都道484号線、及びそれにつながる生活道路、環状2号線有明区間、及びそれにつながる生活道路に工事車両が、待機、休憩のため違法駐車されております。またアイドリング状態のため周辺の空気が悪化されております。</p> <p>有明体操競技場の建設におきましても、同様の状態が予想されます。工事関係者警備による工事車両の誘導、および江東区・中央区の見回り、警視庁の見回りときめ細やかな取り締まりが重要かと思えます。</p> <p>豊洲6丁目につきましては、警視庁の違法駐車重点監視区域から外れており、工事車両の違法駐車が深刻になることが予想されます。重点監視区域の指定もあわせてご検討されることを期待します。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としています。</p> <p>また、工事用車両を極力施工ヤード内に誘導するとともに、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画としています。</p> <p>なお、選手村（晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業）の建設工事においては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底しています。引き続き、周辺への影響の低減に努めます。</p>

項目	2. 大気等
意見の内容	実施者の見解
<p>区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高いので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める計画としています。</p>

項目	3. 緑
意見の内容	実施者の見解
<p>敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前相談を行ったうえ、緑化計画書を提出されたい。</p> <p>植栽計画樹種については、東京湾岸に生育可能であることのほか、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、植栽地の環境に適した在来種を植栽するように配慮されたい。</p>	<p>計画地の緑化計画は、大会後の後利用時の敷地面積に対して、「江東区みどりの条例」における緑化基準を満たす計画としています。</p> <p>事前に区と十分に相談を行うほか、本ご意見を参考に、植栽樹種を検討していくこととしています。</p>

項目	4. 騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。</p>

項目	5. 景観	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。</p> <p>東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。</p>	<p>今後、条例等を踏まえ適切に対応していくこととしています。</p>

項目	6. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、全てリユース・リサイクルされたい。</p>	<p>施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努める計画としています。</p>

項目	7. 温室効果ガス	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とされたい。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、高効率型照明器具の導入、空調設備における自動制御設備の導入、自然採光や自然通風の利用、大庇による日射遮蔽、卓越風を取り込む建物形状及び配置等により、効率的利用を行う計画としています。</p> <p>また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の短期使用において、S ランクの性能を有する建物となるよう設計、施工を目指すほか、「東京都建築物環境計画書制度」における「建築物の熱負荷の低減」及び「省エネルギーシステム」区分について、評価段階3を目指す計画としています。</p>

項目	8. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMXコース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事現場周辺の環境保全に努める計画としています。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努める計画としています。</p> <p>また、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成してまいります。</p>

項目	9. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
<p>整備地周辺は学校や高層住宅が多く、子どもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。</p> <p>江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。</p> <p>会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースを確保されたい。</p>	<p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努める計画としています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させる計画としています。</p>	